

支 部 自 主 事 業 費 配 分 規 程

平成 2 2 年 5 月 1 6 日 制 定

(目 的)

第 1 条 本規程は、支部自主事業費を各支部に配分する基準について定める。

(総 額)

第 2 条 総額の決定は、事業収支と定款に定める組合の目的・事業を勘案し、理事会で検討し、総会の承認を得て決定する。

(支部配分要素)

第 3 条 支部に配分する要素として次の三要素を定める。

(1) 均等割 (2) 組合員数割 (3) 共同購買事業実績割

(可変要素の決定)

第 4 条 支部配分要素のうち(2)の組合員数は、前年 9 月 3 0 日現在数によるものとする。

2 支部配分要素のうち(3)の共同購買実績は、前年 1 月から 1 2 月の 1 2 か月の合計とする。

(不変要素の決定)

第 5 条 支部配分要素のうち(1)の均等割は、北海道、東日本、中部、関西、九州沖縄の 5 支部に均等とする。

(総額の決定)

第 6 条 翌年度の支部自主事業費の総額及びその配分方法は、理事会において審議し、通常総会において決定する。

(支部自主事業計画の作成)

第 7 条 支部配分を受ける各支部は、前年度末までに翌年度の支部自主事業計画及び予算(案)を提出しなければならない。